

議員提出議案第 3 号

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に  
関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 18 日

提出者 立川市議会議員 佐藤 寿宏  
福島 正美  
太田 光久  
永元 須摩子

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

# 立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会に対する市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期にわたって議会活動をしなない場合における当該議員の報酬及び期末手当の支給について、立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年立川市条例第13号）の特例を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会活動 議会の定例会及び臨時会の本会議並びに立川市議会委員会条例(昭和31年立川市条例第11号)の規定により設置された常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）に出席することをいう。
- (2) 公務上の災害等 立川市非常勤職員公務災害補償条例（昭和42年立川市条例第49号）の規定により認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

## (報酬の減額)

第3条 議員が長期にわたって議会活動をしなない場合の報酬の額は、当該議員が受けるべき報酬の額に、次の表の左欄に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

議会活動をしなない期間	割合
120日を超え180日以下であるとき。	100分の80
180日を超え365日以下であるとき。	100分の70
365日を超えるとき。	100分の50

- 2 議会活動をしなない期間は、会議等を欠席した日から起算する。
- 3 第1項の規定は、議会活動をしなない期間が120日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の

属する月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月15日及び12月15日(以下これらの日を「基準日」という。)の属する月の前6月において、前条の規定により報酬を減額された月がある場合の期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に、前条第1項の表の左欄に掲げる議会活動をしないう期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

2 基準日に属する月の前6月において、報酬の減額の割合が異なる場合は、最も長い議会活動をしないう期間の区分に応じた割合を適用する。

(適用除外)

第5条 長期にわたって議会活動をしないうことが次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、前2条の規定は、適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) その他議長がやむを得ないと認めたとき。

(前任期における議会活動をしないう期間等)

第6条 前任期における議会活動をしないう期間及び報酬の減額は、新任期においてその効力を及ぼさないものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条第2項の規定は、議員がこの条例の施行の日以後に行われる会議等を欠席した日から適用する。